

第3章

計画の基本的な考え



1 基本理念

すべてのこどもは、これからの社会を担うかけがえのない大切な存在です。こども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いです。こどもの存在は、社会や地域にとってこの上ない喜びであり希望です。同時に、伝統や文化を受け継ぎ、さらに新しい時代を築いてくれる社会の宝でもあります。

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を、こどもの声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望をもって、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりをめざし、本計画においては、『すべてのこどもが健やかに育つまち やちよ』をめざして』を基本理念に掲げます。

「すべてのこどもが健やかに育つまち やちよ」をめざして

2 基本的視点と基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本的視点と7つの基本目標を設定し、推進していきます。

【 基本的視点 】

こども視点～こどもの権利が尊重され、心身ともに健やかに育つことができる

こどもは、一人ひとりの個性があり、人や自然とふれあう中で自ら育つ力をつけていくものです。こどもが自分らしく生きていくためには、こどもの命があらゆる危険から守られ、育ち、参加することができるよう、こどもの権利を保障することが必要です。また、こどもは十分に意見を聞いてもらう体験を通して自分自身の意志を持ち、それを自分の言葉であるいは別の表現方法で人に伝えることを通して関わりをつくっていきます。こども一人ひとりの最善の利益が尊重された社会を実現するために、こどもの主体的な参加の機会を保障することと併せて、自分の意見を外に向けて発信する力を身につけていけるような環境の構築を目指します。

子育て視点～子育て家庭が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができる

安心して子育てをするためには、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行っていくことが必要です。このため、子育てで孤立することがないよう保護者同士の交流の機会の提供や相談支援の充実のほか、子育てに関する情報提供の充実など、子育てに対する不安や負担の軽減を図ります。また、学童保育

所や放課後子ども教室をはじめとしたこどもの居場所を確保していくなど、本市で子育てしたいと思える事業の展開を目指します。

こども中心の地域視点～地域がこどもや家庭をやさしく見守り、支えることができる

子育て家庭の孤立化が深刻です。親と子の暮らしが家庭の中だけで閉じてしまうのではなく、地域に広がり・つながっていくという視点が重要です。また、こどもは、さまざまな人との関わりを通して、社会性や他人を思いやる心を育てていきます。地域社会を構成する多様な主体が、こどもや子育て家庭に積極的に関わる視点が重要です。

【 基本目標 】

基本目標1 すべてのこどもの最善の利益を図ります

基本目標2 こどもが学び成長できる環境を整えます

基本目標3 質の高い教育・保育の環境を整えます

基本目標4 安心してこどもを生き育てることができる環境を整えます

基本目標5 仕事と子育てを両立することができる支援を充実します

基本目標6 こどもや子育て家庭を地域で見守り、支える支援を充実します

基本目標7 こどもや子育て家庭が安心・快適に暮らすことができる支援を充実します

「こどもまんなか社会」

こども中心の地域視点

子育て視点

こども視点



持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、全世界共通の目標として経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。SDGs は、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、そのうち本計画と関連性が高い目標として、以下の目標が挙げられます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターホームページ

本計画においてこのSDGsの考え方を視点として取り入れ、「誰一人取り残さない」こどもみんなが社会の実現を目指します。

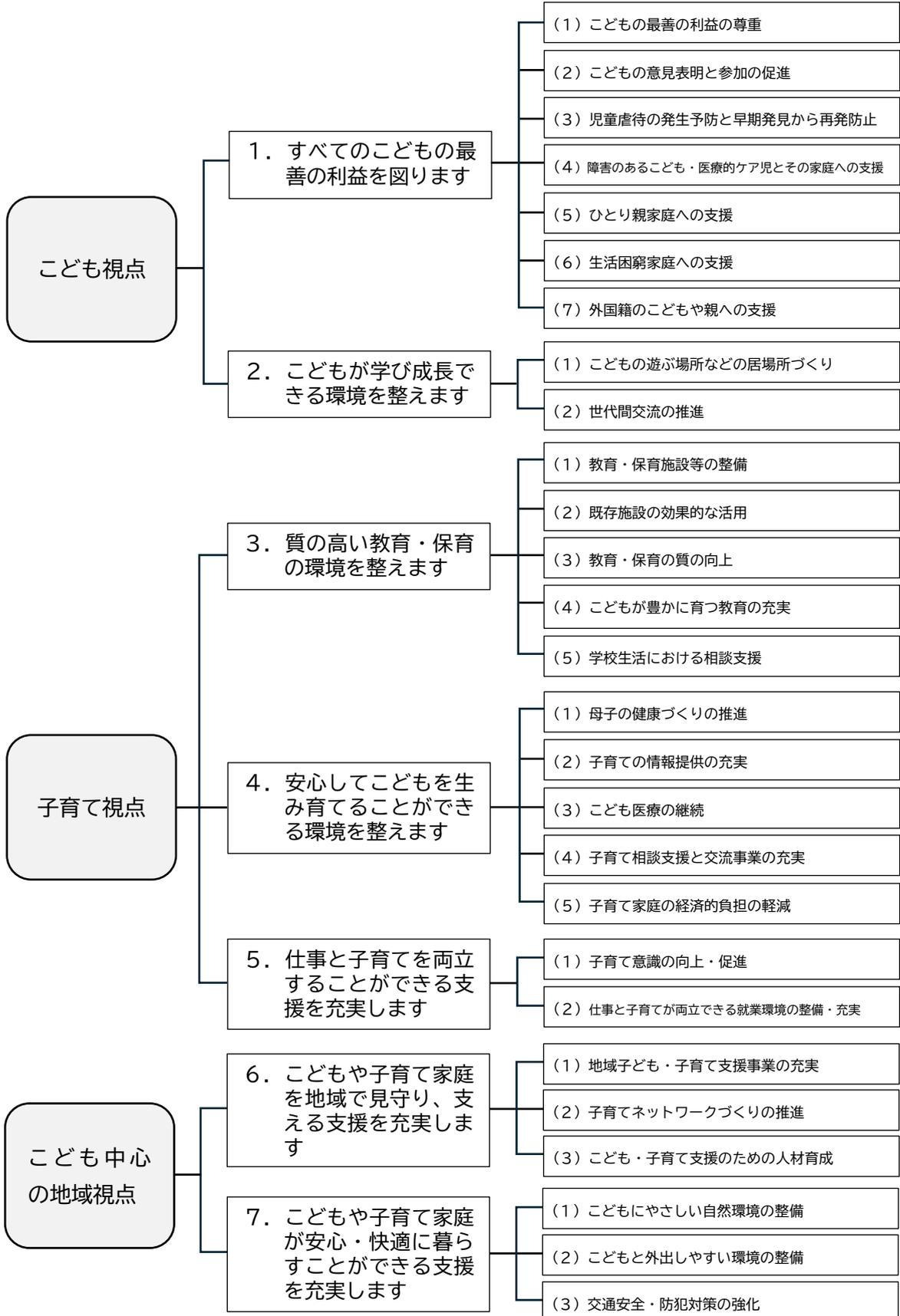
3 施策の体系

[基本目標]

[施策の方向]

基本理念

「すべてのこどもが健やかに育つまち やちよ」をめざして



4 事業一覧

基本目標	施策の方向	No	事業名
1. すべてのこどもの最善の利益を図ります	(1) こどもの最善の利益の尊重	1	こどもの権利に関する啓発の充実
		2	スクールカウンセラー等による相談の実施
		3	ヤングケアラーへの支援
		4	八千代市第2次いのち支えるまちづくりプランに基づくこども・若者の自殺対策
		5	千葉県スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
		6	不登校相談窓口、リーフレットの作成・周知、八千代市スクールソーシャルワーカーの配置
		7	特別支援教育支援員・特別支援学級介助員の配置
		8	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組の実施
		9	児童生徒等のジェンダー平等の意識づくり
		10	女性のための相談の実施及び各種相談窓口の周知
		11	八千代市健康まちづくりプラン（八千代市成育基本計画）の推進
	(2) こどもの意見表明と参加の促進	12	子どもサミットの開催
		13	学校行事の企画への参加
		14	こどもの社会参画・意見反映の推進
		15	こどもの広報活動への参加
		16	こどもの意見を取り入れた事業等の促進
		17	こどもに対する情報提供の充実
		18	こどもアドボカシーの実現に向けた推進
	(3) 児童虐待の発生予防と早期発見から再発防止	19	要保護児童対策地域協議会の機能強化
		20	虐待に対する相談援助体制の充実強化
		21	虐待防止対策
		22	虐待予防の広報・啓発の充実
	(4) 障害のあるこども・医療的ケア児とその家庭への支援	23	障害を抱えるこども及び家庭への支援
		24	児童発達支援センターによる障害児支援
		25	関係機関の連携による障害児支援
		26	医療的ケアの受入体制（園児・児童・生徒）
		27	発達に課題のある園児への支援
		28	保護者同士の交流や学習の支援
		29	就学相談の実施（就学前児童）
		30	就学相談の実施（児童・生徒）
		31	インクルーシブ教育システムの構築
		32	医療的ケア児等コーディネーターの配置
	(5) ひとり親家庭への支援	33	保育園や学童保育所の優先利用
		34	ひとり親家庭への相談支援
		35	ひとり親家庭への日常生活支援
	(6) 生活困窮家庭への支援	36	こどもの学習・生活支援事業
		37	就学困難な児童・生徒への学用品等の援助
		38	就学困難な児童・生徒への給食費等の援助
		39	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）
	(7) 外国籍のこどもや親への支援	40	外国籍の親子に対する子育てに必要な情報提供
		41	外国籍の親子に対する子育てに必要な相談支援
		42	外国籍の児童・生徒への学校生活等の支援

基本目標	施策の方向	No	事業名
2. こどもが学び成長できる環境を整えます	(1) こどもの遊ぶ場所などの居場所づくり	43	放課後子ども教室の整備
		44	長期休業中の児童の居場所づくり
		45	こどもの居場所づくり
		46	都市公園の充実
	(2) 世代間交流の推進	47	シニア世代との交流
		48	異年齢間のこどもの交流
3. 質の高い教育・保育の環境を整えます	(1) 教育・保育施設等の整備	49	教育・保育施設等の整備事業
		50	地域の実情に応じた保育の実施
	(2) 既存施設の効果的な活用	51	既存施設の効果的な活用
		52	研修等による資質の向上
	(3) 教育・保育の質の向上	53	幼稚園と保育園等の連携・情報共有
		54	幼稚園・保育園等と小学校との円滑な接続
		55	教育・保育施設等への指導監査の実施
	(4) こどもが豊かに育つ教育の充実	56	教育・保育施設における幼児教育の充実
		57	こども向け講座等の実施
	(5) 学校生活における相談支援	58	スクールカウンセラーによる相談の実施
		59	不登校・ひきこもり児童生徒への支援
60		学校生活等における相談の充実	
61		非行防止等に係る相談の充実	
4. 安心してこどもを生き育てることのできる環境を整えます	(1) 母子の健康づくりの推進	62	乳幼児健康診査（内科・歯科）の実施
	(2) 子育ての情報提供の充実	63	充実した子育て情報の提供
		64	子育て情報のメール等配信
	(3) こども医療の継続	65	子ども医療費の助成
		66	小児救急医療体制の維持
	(4) 子育て相談支援と交流事業の充実	67	子育て世代包括支援センターでの包括的な支援の実施
		68	子ども家庭総合支援拠点の充実
		69	地域子育て支援事業の推進
		70	妊娠期から子育て期の交流の機会の充実
		71	こども家庭センター設置・運営
		72	地域子育て支援センターにおける支援の充実（地域子育て相談機関整備）
	(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減	73	ひとり親家庭等への手当の支給
		74	ひとり親家庭等への自立支援給付金の支給
		75	児童手当の支給
76		特別児童扶養手当の支給	
77		障害児福祉手当の支給	
78		心身障害児福祉手当の支給	
79		子育て家庭の住環境の整備（市営住宅）	
5. 仕事と子育てを両立することができる支援を充実します	(1) 子育て意識の向上・促進	80	ハローベビー教室の開催
		81	男女共同の子育ての推進
		82	子ども支援センター等における父親向け行事等の開催
	(2) 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実	83	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発の促進
		84	特定事業主行動計画の推進
		85	就業に関する情報提供

基本目標	施策の方向	No	事業名
6. こどもや子育て家庭を地域で見守り、支える支援を充実します	(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実 「★」は、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。	86	時間外保育事業
		87	放課後児童健全育成事業（学童保育所）
		88	一時預かり事業
		89	★乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
		90	病児保育事業（病児・病後児保育事業）
		91	ファミリー・サポート・センター事業
		92	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
		93	利用者支援事業
		94	地域子育て支援拠点事業
		95	★子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
		96	★児童育成支援拠点事業
		97	★親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
		98	乳児家庭全戸訪問事業
		99	養育支援訪問事業
		100	妊婦健康診査事業
		101	★妊婦等包括相談支援事業
		102	★産後ケア事業
		103	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
		104	実費徴収に係る補足給付を行う事業
		(2) 子育てネットワークづくりの推進	105
106	地区青少年健全育成連絡協議会への支援		
107	家庭教育相談担当者協議会への参加		
(3) こども・子育て支援のための人材育成	108	子育て支援ボランティアの促進	
	109	生涯学習ボランティアバンクの推進	
	110	青少年指導育成事業の実施	
7. こどもや子育て家庭が安心・快適に暮らすことができる支援を充実します	(1) こどもにやさしい自然環境の整備	111	安全で安心な生活環境の保全のための調査活動の推進
		112	安全で安心な生活環境の保全のための啓発活動の推進
		113	不法投棄対策の推進
		114	生物多様性保全事業（谷津・里山・ほたるの里の保全）の推進
	(2) こどもと外出しやすい環境の整備	115	道路整備の推進
		116	交通安全施設整備の推進
		117	公共交通対策の推進
		118	移動式赤ちゃん休憩室の貸出
		119	学校運営協議会及び地域学校協働本部の推進
	(3) 交通安全・防犯対策の強化	120	子ども110番の家の推進
		121	市民防犯パトロールの促進
		122	交通安全教育啓発事業の実施
		123	有害情報対策の推進
		124	やちよ防犯情報メールの配信
		125	ネット安全教室の実施
		126	こども自身が自ら身を守るための学習プログラムの充実